

2023年度版
(R5.4月改訂)

山江村 補助金等活用BOOK

山江村 企画調整課 復興村づくり推進室

目 次

産業

山江村特産品等出展事業助成金	1
山江村受精卵移植推進事業補助金	2
山江村肉用繁殖牛異常産四種混合予防接種費用助成金	3
山江村優良家畜導入及び保留奨励金	4
山江村酪農ヘルパー利用助成金	5
山江村農林道及び作業道等開設事業費補助金	6
山江村小さな産業づくり事業補助金	7
山江村特産物振興事業補助金（①果樹総合振興推進対策事業（くり・ゆず））	8
山江村特産物振興事業補助金（②新規作物導入支援事業）	9
山江村特産物振興事業補助金（③新商品開発及び販売促進支援事業）	10
山江村就農支援推進助成金	11
山江村農業用大型特殊車両免許取得助成金	12
山江村農地流動化推進助成金	13
山江村有害鳥獣駆除補助金	14
山江村地域材活用促進支援事業補助金	15
山江村林業振興事業補助金（①特用林産物施設化推進事業）	16
山江村林業振興事業補助金（②特用林産物鳥獣害防止対策事業）	17
山江村林業振興事業補助金（③狩猟免許取得支援事業）	18
山江村林業振興事業補助金（④林業従事者社会保障充実事業）	19
山江村林業振興事業補助金（⑤林業従事者育成支援対策事業）	20
山江村林業振興事業補助金（⑥森林整備支援事業）	21

地域づくり・交流

山江村地域自立支援事業補助金	22
山江村丸岡会参加助成金	23
山江村地域づくり活動補助金	24
山江村公民館整備事業補助金	25

目 次

消防・防災

山江村消防団施設整備費補助金	26
山江村消防団被服等購入補助金	27
山江村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	28
山江村戸建木造住宅耐震改修等事業補助金（①耐震改修設計費補助）	30
山江村戸建木造住宅耐震改修等事業補助金（②耐震改修工事費補助）	31
山江村戸建木造住宅耐震改修等事業補助金（③建替え工事費補助）	32
山江村戸建木造住宅耐震改修等事業補助金（④耐震シェルター工事費補助）	33
山江村戸建木造住宅耐震診断事業補助金	34

移住・定住

ふるさと山江村定住奨励記念品	35
山江村移住支援金	36
山江村空き家改修補助金	38
山江村土地購入補助金	39

結婚・子育て

山江村チャイルドシート購入補助金	40
山江村すこやか子ども医療費助成金	41
山江村一般不妊治療費助成金	42
山江村特定不妊治療費助成金	43
山江村風しん任意予防接種費用助成金	44
山江村任意インフルエンザ予防接種費用助成金	45
山江村ひとり親家庭等医療費助成金	46
山江村こんにちは赤ちゃん祝金	47
山江村学校給食費助成金	48
山江村就学金	49
山江村特別支援教育就学奨励費	50
山江村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	51

目 次

環境

山江村住宅用太陽光発電システム設置費補助金.....	52
山江村住宅リフォーム助成金.....	53
山江村小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金.....	54

教育・文化

山江村全国大会等出場激励金.....	55
山江村文化財保存事業補助金（①有形文化財及び有形民俗文化財保存事業）.....	56
山江村文化財保存事業補助金（②無形文化財及び無形民俗文化財保存事業）.....	57
山江村文化財保存事業補助金（③史跡、名勝、天然記念物保存事業）.....	58
山江村文化財保存事業補助金（④その他の保存事業）.....	59

健康・福祉

山江村鍼灸施療費.....	60
山江村重度心身障害者医療費助成金.....	61
山江村家族介護用品支給.....	62
山江村在宅介護手当.....	63
山江村在宅介護支援ボランティアポイント制度.....	64
山江村鶴さん・亀さん応援手当.....	65
山江村百寿祝金.....	66
山江村訪問理美容サービス事業.....	67
山江村住宅改造助成金.....	68
山江村障がい者自動車運転免許取得・改造助成.....	69
山江村障害者福祉年金.....	71
山江村難聴児補聴器購入費助成金.....	72
山江村介護予防通いの場づくり事業補助金.....	73

目 次

災害

山江村農地・農業用施設等小規模災害復旧事業補助金	74
山江村農林産物等災害時生産向上奨励金	75
森林作業道自立復旧支援事業補助金	76
山江村復興支援ボランティア連携推進事業助成金	77
令和2年7月豪雨被災者公営住宅入居助成金	78
令和2年7月豪雨被災者転居費用助成金	79
令和2年7月豪雨被災者民間賃貸住宅入居助成金	80
山江村災害障害見舞金	81
山江村災害弔慰金	82

新型コロナウイルス

山江村雇用調整助成金	83
山江村新型コロナウイルス感染症中小企業等経済対策資金利子補給補助金	84



1. 補助金等の説明

村の特産品等の販売を通じて産業振興を図るため、村外で開催される物産展等に出展する事業を実施する事業所に助成金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所があり村の特産品等を販売しており、当該年度内に前年度の村税を完納している事業所。

【対象経費】

会場借料または出展料、会場装飾費、旅費、運搬費。

3. 補助率等

1/2以内（1,000円未満切り捨て。1回の申請につき上限:5万円）。当該年度における同一事業所への助成は6回まで。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 納税証明書
- (4) 物産展等の内容がわかる書類（チラシ等）
- (5) 事業所の概要がわかる書類
- (6) 出展する商品の詳細がわかる書類

5. 申請期間

物産展等開催の20日前まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 商工観光係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

受精卵移植の普及定着化・畜産農家経営の安定化を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に居住する肉用牛繁殖農家及び酪農家

【受卵牛選定基準】

- (1) 飼養者が移植事業の意義をよく理解し、家畜改良に意欲的であり優れた飼養管理技術を有すること
- (2) 繁殖成績良好で泌乳能力が優れていること。ただし、高齢牛や過肥牛については移植困難なため対象外
- (3) 農業共済加入牛であること
- (4) 村と移植師が協議のうえ適当と認めたもの

【実施要件】

同一牛への移植回数は2回まで。

3. 補助率等

不受胎の場合のみとし、受精卵代の2/3（100円未満切り捨て。上限:5万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

肉用繁殖牛飼養農家の経済的負担の軽減及び繁殖牛の異常産発生を防止するため、肉用繁殖牛の異常産に対応するワクチンの予防接種費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

山江村に住所がある方。

【事業内容】

自己で飼養する繁殖牛に牛異常産四種混合予防接種を行った費用に対し助成金を交付（飼養する繁殖牛1頭あたり年1回まで）。

3. 補助率等

牛異常産四種混合ワクチン予防接種費用の全額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 助成金申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

村内の和牛、乳牛の品質向上及び増産を図るため、奨励金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象】

当該年度に導入または保留した家畜で未経産牛及び当該家畜の月齢は30ヶ月未満。

- (1) 和牛:あか牛登録協会及び全国和牛登録協会規定による繁殖登録及び基本登録以上の資格があるもの
- (2) 乳牛:日本ホルスタイン登録協会が規定する資格があるもの

3. 補助率等

10万円以内。一農家2頭まで。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

酪農後継者の育成並びに酪農家のゆとりある酪農経営安定を図るため、酪農ヘルパー利用料を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に居住する酪農家で、熊本県酪農ヘルパー利用組合に加入している酪農家。

3. 補助率等

1年間に支払った酪農ヘルパー利用料の1/4以内。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）
- (3) 利用実績書（熊本県酪農ヘルパー利用組合利用実績書）
- (4) 利用料明細書（熊本県酪農ヘルパー利用組合利用料明細書）

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

農林家の経済力向上に資することを目的に、農林業をめぐる諸情勢の変化に対処して農林業の構造の改善と合理化のため実施する農林道及び作業道等開設事業に要する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者等

【事業主体】

山江村内に住所を有する3人以上の受益者で共同施工者。

【助成対象】

- (1) 農道・林道・作業道:新設、改良補修、舗装
- (2) 集材路:新設

3. 補助率等

- (1) 農道・林道・作業道:幅員2m以上 事業費の90%以内（国、県の補助事業を含む）、生コンによる舗装 原材料支給。
- (2) 集材路:幅員2m以上 事業費の90%以内（国、県の補助事業を含む。国、県の補助該当事業は個人でも可）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

住民の話し合いによって、地域活性化と地域産業の起業化による所得の増加により、しあわせづくりを推進するための事業に取り組む団体に対し、事業に必要な費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

原則3名以上の村民で構成された組織。

【対象事業】

- (1) 特産物開発（山江村の特産物となる商品開発等）
- (2) 販売事業（開発した商品等の販売など）
- (3) 農林産物加工栽培（農林産物の加工、栽培など）
- (4) 加工用施設建設（加工用施設の建設、既存施設の改修など）
- (5) 機械購入（特産物開発等に必要な機械等の購入）
- (6) その他（関係農林家の収入の増加が即、顕著に見込まれるものなど）

※他の制度による補助金等を受けている場合は、対象外。

3. 補助率等

事業費の9割以内（上限:90万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書
- (5) 設計書またはカタログ
- (6) 団体名義の通帳の写し

5. 申請期間

随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

本村の農業振興と地域の活性化を図るため、村が推奨する特産物、新規作物の栽培に積極的に取り組む方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 本村に住所がある方
- (2) 村内に対象作物の農地を所有する方及び管理を行う方で、村内産として出荷を行う方
- (3) その他村長が認めるもの

【対象農地】

次のいずれかに該当する農地。

- (1) 村内の農地
- (2) 村内に住所がある方が所有する農地
- (3) その他村長が認める農地

【対象経費】

- (1) 果樹苗木購入補助:新植・改植・補植に係る苗木購入経費(面積5a以上)
- (2) 肥料購入補助:土壌改良、高品質果樹生産に係る肥料購入経費(面積5a以上)
- (3) 鳥獣被害対策施設整備:被害防止の資材費(面積5a以上、2戸以内)
- (4) 耕作放棄地再生および防止:刈払・整地・作業道路整備等に係る経費(面積5a以上)
- (5) 改植支援:優良品種の改植に伴う未収益期間の支援(面積5a以上、最長4年)

3. 補助率等

- (1) 果樹購入補助: 8/10以内
- (2) 肥料購入補助: 8/10以内(上限:2万円)
- (3) 鳥獣被害対策施設整備:9/10以内
- (4) 耕作放棄地再生および防止:7/10以内
- (5) 改植支援:10aあたり5万円/年

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑(シャチハタ不可) ※署名の場合は印鑑不要
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

5. 申請期間

 当該年度の2月末日まで(事前相談が必要)

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

本村の農業振興と地域の活性化を図るため、村が推奨する特産物、新規作物の栽培に積極的に取り組む方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 本村に住所がある方
- (2) 村内に対象作物の農地を所有する方及び管理を行う方で、村内産として出荷を行う方
- (3) その他村長が認めるもの

【対象農地】

次のいずれかに該当する農地。

- (1) 村内の農地
- (2) 村内に住所がある方が所有する農地
- (3) その他村長が認める農地

【対象経費】

栽培に係る資材収穫調整等の施設整備に係る経費（面積5a以上）。

【対象となる作物】

高収益が見込める作物で、村長が認めるもの。

3. 補助率等

5/10以内（上限:50万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 誓約書

5. 申請期間

当該年度の2月末日まで（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

本村の農業振興と地域の活性化を図るため、村が推奨する特産物、新規作物の栽培に積極的に取り組む方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 本村に住所がある方
- (2) 村内に対象作物の農地を所有する方及び管理を行う方で、村内産として出荷を行う方
- (3) その他村長が認めるもの

【対象農地】

次のいずれかに該当する農地。

- (1) 村内の農地
- (2) 村内に住所がある方が所有する農地
- (3) その他村長が認める農地

【対象経費】

認定農業者、新規就農者、村内事業者等が行う地域の特色を活かした農産物を利用した新商品開発や販売促進活動に係る経費。

【対象となる作物】

果樹（くり・ゆず）、新規作物、その他村長が認める作物。

3. 補助率等

5/10以内（上限:30万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 誓約書

5. 申請期間

当該年度の2月末日まで（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

本村で新たに農業を営む方及び親や親族の農業経営を継承する方を支援することで担い手の確保を図り、本村農業の安定的な発展と活力ある農村社会の構築を目指すため、助成金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に住所があり、心身ともに健康で、農業経営を意欲的に取り組もうとする方で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 農業以外の産業に従事し、村内に就農を希望する方（年齢:18歳以上56歳未満）で営農開始後10年以内の方
- (2) 農業以外の産業に従事し、親や親族が村内で農業を営み、その経営を継承することが確実と見込まれる方（年齢:18歳以上56歳未満）で営農開始後10年以内の方
- (3) 特に村長が認めたもので営農開始後10年以内の方

3. 補助率等

- (1) 農用地取得:1申請あたり1/2以内（上限:20万円）
- (2) 農地賃借:賃借料の1/2以内（上限:5万円）※就農時に限る
- (3) 農業用施設及び機械等取得:初期投資費用1/2以内（上限:100万円）
- (4) 農耕車両免許取得（大特・けん引）:受講等費用1/2以内（上限:5万円）
- (5) 農業用機械特殊免許取得:受講等費用1/2以内（上限:10万円）
- (6) 農業経営改善研修等受講:受講費用1/2以内（上限:5万円）

4. 申請に必要なもの

※事前に新規就農者及び就農後継者の認定申請を受ける必要あり。

- (1) 交付申請書
- (2) 誓約書
- (3) 各補助内容を証するものの写し等

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

本村で農業を営む者に対し、農業用機械の大型化による大型特殊車両免許取得の支援を行うことにより、作業効率の向上や低コスト化を図り、担い手の育成や経営面積の拡大、農業経営の向上を目指すため、助成金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に住所がある農業者。

【対象となる車両免許】

農業用トラクタ及び農作業機を着用したトラクタを公道走行させるために必要な大型特殊車両免許。

3. 補助率等

免許取得費の1/2以内（1,000円未満切捨て。上限:2万円）。一人につき1回限り。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 取得した免許証の写し
- (4) 領収書等経費が確認できる書類の写し
- (5) その他村長が必要と認めるもの

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

農業の経営規模拡大を積極的に図ろうとする中核農家、担い手農家に対して、優良農地を保全し、農地の集団化、規模拡大等の農地流動化事業を積極的に推進する農業者等に助成金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

農業委員会のおっせん、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業による賃貸借権の設定をした方で、次の要件すべてに該当する方。

- (1) 本村に住所があること
- (2) 5年以上の賃貸借権の設定であること
- (3) 借り手は原則として農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定農業者等であること
- (4) 借り手は150日以上農作業に従事すること
- (5) 借り手農家が地域農業の先導的役割を果たすものとして村長が認める者であること
- (6) 貸し手は対象となる農地が共有地等の場合、対象農地を管理していることが証明できる書類を添付すること
- (7) 借り手はこれまで利用権設定等で賃貸借している全農地を耕作していること

【対象農地】

農用地区域内の農地で次の要件に該当するもの。

- (1) 山江村に所在する農地は、すべて貸し手側、借り手側の両者の交付対象農地
- (2) 村外に所在する農地は、所有者が山江村の住民であればその農地は貸し手側、借り手側の両者の交付対象農地とする（所有者が住民でない場合は、借り手側は交付対象地、貸し手側は交付対象外）
- (3) 耕作放棄地を利用権設定してから1年以内に当該農地を解消した場合、交付対象地とする

【交付制限】

次のいずれかに該当する場合は助成金を交付しない。

- (1) 賃貸借権の設定の当事者が同一世帯員である場合
- (2) 耕作を目的としない賃貸借権の設定である場合
- (3) 対象農地に対してこれまで交付金を受けたことがある場合。ただし、農地中間管理機構に初めて利用権設定をする場合を除く。

3. 補助率等

- (1) 借り手:地目 田畑・期間 5年以上・10aあたり15,000円
 - (2) 貸し手:地目 田畑・期間 5年以上・10aあたり8,000円
- ※国や県の交付金の対象農地となる場合は、その金額を控除する。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）

5. 申請期間

 賃貸借権の設定をした日の属する年度内

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

有害鳥獣による人畜への危害を防止し、農林水産業及び生態系の保護を図るとともに、自然との調和ある生活環境を整備するために有害鳥獣の駆除をした方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所があり狩猟免許所持者で、本村の区域内において適法に有害鳥獣を捕獲した方。

【有害鳥獣】

村が指定する有害鳥獣捕獲の許可を受け、駆除をした有害鳥獣に限る。

- (1) ニホンザル
- (2) ニホンジカ
- (3) イノシシ
- (4) アナグマ
- (5) カラス

3. 補助率等

- (1) ニホンザル:1頭につき50,000円
- (2) ニホンジカ:1頭につき10,000円
- (3) イノシシ:1頭につき8,000円
- (4) アナグマ:1頭につき2,000円
- (5) カラス:1羽につき1,000円

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 有害鳥獣捕獲隊出動表
- (3) 検収物
(ニホンザル:尻尾、ニホンジカ:尻尾、イノシシ:尻尾、アナグマ:尻尾、カラス:両足)

5. 申請期間

 村が指定する期日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

林業の振興並びに地域材の需要拡大及び利用促進を図るため、球磨人吉管内で産出された木材を利用した住宅または建築物の新築、増築及び改築並びに改修を行う方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件に該当するもの。

- (1) 住宅または建築物は、山江村区域内に建築するもの
- (2) 地域材使用量が木材使用量全体の50%以上占めるもの
- (3) 新築または全部改築の場合は使用量10m³以上から、増築、一部改築または改修の場合は使用量5m³以上から適用する
- (4) 建築基準法に適合した建築物

3. 補助率等

地域材使用量に当該使用量の区分に応じた補助単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て。1物件あたりの上限:50万円）

- (1) 単価:5～10m³未満 8,000円
- (2) 10～15m³未満 10,000円
- (3) 15～20m³未満12,000円
- (4) 20～25m³未満 13,000円
- (5) 25m³以上 15,000円

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 木材利用予定調書
- (3) 建築基準法第6条の確認済証の写し ※新築の場合のみ
(同条の申請の必要がない場合は、同法第15条の工事届の写し)
- (4) 付近見取図・配置図・各階平面図
- (5) 債権者登録申請書
- (6) 委任状 ※代理人による申請の場合のみ

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

適正な森林施業の実施と林業事業体の強化、林業従事者の育成・支援を行うことにより、人と森とが共生できる望ましい森林の整備と林業の振興を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等

【対象経費】

特用林産物の生産、加工、流通促進を図るための施設化に要する経費。

3. 補助率等

3/10以内(1,000円未満切り捨て。上限:150万円)。ただし、熊本県特用林産物関係補助事業に採択される事業。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑(シャチハタ不可)
- (3) 事業実施計画書
- (4) 収支予算書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

適正な森林施業の実施と林業事業体の強化、林業従事者の育成・支援を行うことにより、人と森とが共生できる望ましい森林の整備と林業の振興を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

事業を実施する個人等。

【対象経費】

鳥獣害防止ネット及び電気柵の設置に要する資材購入費。設置費用については、申請者負担。

3. 補助率等

9/10以内（1,000円未満切り捨て）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

適正な森林施業の実施と林業事業体の強化、林業従事者の育成・支援を行うことにより、人と森とが共生できる望ましい森林の整備と林業の振興を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

山江村に住所がある方。

【対象経費】

新規に狩猟免許を取得するために必要な経費。

3. 補助率等

10/10以内（1,000円未満切り捨て。上限:10万円）

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

適正な森林施業の実施と林業事業体の強化、林業従事者の育成・支援を行うことにより、人と森とが共生できる望ましい森林の整備と林業の振興を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に事業所を置く林業事業体。

【対象経費】

次に該当するもの。

- (1) 退職金制度加入掛金助成退職金共済または中小企業退職金共済に加入した場合、年間120日以上就労する者の掛金に係る経費
- (2) 労働保険加入掛金助成労働者災害補償保険法に基づく保険制度に加入した場合、年間120日以上就労する者のその掛金に係る経費
- (3) 雇用保険加入掛金助成年間120日以上就労する者を対象に雇用保険に加入した場合、その掛金に係る経費

3. 補助率等

1/3以内（1,000円未満切り捨て）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書

5. 申請期間

事業年度の11月20日まで（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

適正な森林施業の実施と林業事業体の強化、林業従事者の育成・支援を行うことにより、人と森とが共生できる望ましい森林の整備と林業の振興を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件を全て満たす個人

- (1) 村内に住所を有する個人
- (2) 村内の山林を管理する個人
- (3) 他制度による補助金等を受けていない者（再造林に要する経費は除く）

【対象経費】

- (1) 従事者研修支援林業に従事するための知識・技能等を修得する研修に必要な経費
- (2) 林業技術向上支援高性能林業機械又は架線・集材の操作に必要な資格を取得するための受講経費
- (3) 森林整備に必要な機器等の導入に係る経費
- (4) 森林整備に必要な防護服等の導入に係る経費

3. 補助率等

- (1) 対象経費：1/2以内（上限:4万円）
 - (2) 対象経費：1/2以内（上限:4万円）
 - (3) 対象経費：2/3以内（上限:10万円）
 - (4) 対象経費：9/10以内（上限:5万円）
- ※1,000円未満切り捨て。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

適正な森林施業の実施と林業事業体の強化、林業従事者の育成・支援を行うことにより、人と森とが共生できる望ましい森林の整備と林業の振興を図るため、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件を全て満たす個人

- (1) 村内に住所を有する個人
- (2) 村内の山林を管理する個人
- (3) 他制度による補助金等を受けていない者（再造林に要する経費は除く）

【対象経費】

- (1) 申請者自らが行う間伐に要する経費
- (2) 再造林に要する経費

3. 補助率等

- (1) 熊本県間伐等森林整備促進対策事業と同程度
- (2) 定額単価：0.1ヘクタールあたり10,000円

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

自立した持続可能な地域を形成するための地域自立支援事業に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】 行政区

【対象事業】

- (1) 地域の自然、景観、環境の保全など住環境整備に関する事業
- (2) 地域住民の子育て支援等世代間交流に関する事業
- (3) 地域住民の防災・防犯・安全の確保に関する事業
- (4) 地域住民の福祉の増進に関する事業
- (5) 地域資源を活用した産業振興に関する事業
- (6) その他この事業の趣旨に適合すると認められる事業

3. 補助率等

予算の範囲内で補助（1,000円未満切り捨て。同一事業は1回限り（災害等により被害を受けた場合や各地区の状況に応じて再度同事業を行うことが望ましいとされる場合を除く））。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書及びカタログ等

5. 申請期間

村が指定する日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 総務課 行財政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3111

E-mail : soumu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

山江村出身者で構成される丸岡会に参加するための費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所があり居住している方で、次の丸岡会に参加する方。

- (1) 熊本丸岡会
- (2) 福岡丸岡会
- (3) 関西地区丸岡会
- (4) 中部東海丸岡会
- (5) 関東丸岡会
- (6) 合同で開催される丸岡会

3. 補助率等

丸岡会に参加するために必要な経費（宿泊費・航空賃）の1/2を助成（1,000円未満切り捨て。上限：25,000円）。ただし、県内で開催される場合は助成しない。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

丸岡会開催の14日前まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 商工観光係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

地域づくり団体等が行う活動に対し、活動経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次のいずれかに該当する団体。

- (1) これから山江村で活動を始めようとする団体
- (2) 山江村で活動をしている団体

【対象事業】

- (1) 人材育成事業（地域づくりに関する講演会、実地研修など）
- (2) 地域活性化事業（地域文化の伝承や活性化に関する事業など）
- (3) その他村長が認める事業

※親睦会のような事業、特定の個人や団体の利益となる事業、公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある事業は対象外。

3. 補助率等

1事業あたり20万円。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

5. 申請期間

事業実施30日前（ただし、当該年度内に完了する必要あり）。

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 復興村づくり推進室

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3114

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

区が所有する公民館等を地域コミュニティ活動推進のため整備する事業に対し、必要な経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象事業】

- (1) 新築:公民館の新築
- (2) 増築:既存の公民館の増築
- (3) 改築:既存の公民館の全部または一部を除去し、引き続いて同等の用途、規模および構造をした公民館の建設
- (4) 改修:既存の公民館の一部を修繕または改造
- (5) 耐震診断:公民館の構造の安全性の診断
- (6) 耐震改修:公民館の耐震診断の結果、安全な構造になるための改修

3. 補助率等

- (1) 新築・増改築:本体工事費の1/2以内（1坪35万円以内）。
- (2) 改修:経費の1/2以内（上限:300万円）。
- (3) 耐震診断・改修:経費の1/2以内（上限:300万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計書及び見積書
- (4) 耐震改修工事積算内訳書・耐震診断結果報告書（耐震改修のみ）
- (5) 現況写真
- (6) その他村長が必要と認める書類

5. 申請期間

 随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 社会教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

消防団の用に供する施設のうち、分団または後援会等が所有し、管理するものの整備費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

消防団分団・分団後援会

3. 補助率等

整備に要する経費に1/2を乗じて得た額。

4. 申請に必要なもの

(1) 交付申請書

5. 申請期間

随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 総務課 行財政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3111

E-mail : soumu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

消防団活動に必要な被服等の購入に対して、補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象経費】

- (1) 被服:法被、活動服、アポロキャップ、ヘルメット、安全靴、半長靴の購入に係る経費
- (2) その他:村長が特に必要と定める経費

3. 補助率等

- (1) 被服:1/2以内（ただし、全団員分を一括購入する場合は、2/3以内）
- (2) その他:その都度定める

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書の写し

5. 申請期間

随時（当該年度内に完了する必要あり）

6. 問い合わせ先

山江村役場 総務課 行財政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3111

E-mail : soumu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

土砂災害特別警戒区域内等において土砂災害危険住宅の移転を促進するため、当該土砂災害危険住宅の移転を行う方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象】

次の要件を満たすもの。

- (1) 除却を行うものであること
- (2) 居住者が土砂災害警戒区域外に移転すること
- (3) 移転先が熊本県内であること
- (4) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと
- (5) 暴力団員等でないこと

【対象経費】

(1) 住宅除去費等

危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費

(2) 移転経費

①建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設または購入に付帯して要する費用

②賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料（1年間）

(3) 住宅の建設・購入費等

①新たに住宅の建設または購入する際に要する経費

②移転先の土地購入に要する経費

③空き家等の改修に要する経費

3. 補助率等

当該経費に相当する額の合計（上限:300万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
 - (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
 - (3) 移転事業実施計画書
 - (4) 土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真
 - (5) 住民票の写し
 - (6) 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真
 - (7) 補助対象経費のうち申請に係るもの見積書の写し
 - (8) 資金計画書
 - (9) 承諾書※住宅と土地の所有者が異なる場合
 - (10) 跡地管理誓約書
 - (11) 除去延期住宅除去誓約書 ※必要に応じ提出
 - (12) 罹災証明書 ※必要に応じ提出
 - (13) 火災原因申立書
- ※本事業の申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合のみ

5. 申請期間

随時（ただし、事業は3月1日までに完了する必要あり。）

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 建設係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図るため、山江村に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

補助事業の対象となる住宅を所有する方（村長が認めるものを含む）。

【対象住宅】

次の要件全てを満たす住宅（村長が補助事業の適用が可能と認める場合を含む）。

- (1) 山江村内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建設された地上階数が3以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの

【対象経費】

補助対象住宅の耐震改修設計に要する経費（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事の見積もり作成に要する費用を含む）。

3. 補助率等

2/3以内。補助対象経費に補助率を乗じて得た額または20万円のいずれか低い方の額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 補助対象事業実施計画書
- (4) 村税滞納有無調査承諾書
- (5) 戸建木造住宅耐震改修等事業承諾書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 建設係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図るため、山江村に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

補助事業の対象となる住宅を所有する方（村長が認めるものを含む）。

【対象住宅】

次の要件全てを満たす住宅（村長が補助事業の適用が可能と認める場合を含む）。

- (1) 山江村内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建設された地上階数が3以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断されたもの
- (5) 申請者以外に所有権が持っている方がいる場合は、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾を得られていること

【対象経費】

補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費（工事監理に要する費用も含む）。

3. 補助率等

1/2以内。補助対象経費に補助率を乗じて得た額または60万円のいずれか低い方の額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 補助対象事業実施計画書
- (4) 村税滞納有無調査承諾書
- (5) 戸建木造住宅耐震改修等事業承諾書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 建設係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図るため、山江村に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

補助事業の対象となる住宅を所有する方（村長が認めるものを含む）。

【対象住宅】

次の要件全てを満たす住宅（村長が補助事業の適用が可能と認める場合を含む）。

- (1) 山江村内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建設された地上階数が3以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断されたもの
- (5) 申請者以外に所有権を持っている方がいる場合は、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾を得られていること

【対象経費】

補助対象住宅の建替え工事に要する経費（工事監理に要する費用も含む。）。

3. 補助率等

23%以内。補助対象経費に補助率を乗じて得た額または60万円のいずれか低い方の額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 補助対象事業実施計画書
- (4) 村税滞納有無調査承諾書
- (5) 戸建木造住宅耐震改修等事業承諾書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 建設係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

地震に対する安全性の向上を図るため、山江村に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事をおこなうための費用の一部を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

補助事業の対象となる住宅を所有する方（村長が認めるものを含む）。

【対象住宅】

次の要件全てを満たす住宅（村長が補助事業の適用が可能と認める場合を含む）。

- (1) 山江村内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建設された地上階数が3以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (4) 申請者以外に所有権を持っている方がいる場合は、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾を得られていること
- (5) 耐震改修または建替えに係る補助金の交付を受けていないもの

【対象経費】

補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用。

3. 補助率等

1/2以内。補助対象経費に補助率を乗じて得た額または20万円のいずれか低い方の額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 補助対象事業実施計画書
- (4) 村税滞納有無調査承諾書
- (5) 戸建木造住宅耐震改修等事業承諾書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 建設係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、山江村戸建木造住宅耐震診断事業を行う方に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

補助対象住宅の所有者で本村の村税等を滞納していない方。住宅の居住者が所有者以外の場合は、当該住宅の居住者の承諾を得ている場合のみ対象。

(1) 滞納者:滞納している村税について納付または分納の誓約をし、履行できるものと村長が認めるものを含む

【対象住宅】

次の要件のすべてに該当するもの。ただし、熊本県民間住宅耐震対策事業の耐震診断結果が耐震性があると判断されたものについては除く。

- (1) 村内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
- (2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (4) 過去に当該補助金の交付を受けていないもの

【対象経費】

国の要綱に定める経費以内の額（上限:1戸あたり13万円）

3. 補助率等

対象経費の2/3以内（1,000円未満切捨て）。

4. 申請に必要なもの

● 交付申請 ※交付申請の前に、事前調査の実施が必須。

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 補助対象事業実施計画書
- (4) 村税滞納有無調査承諾書
- (5) 事前調査結果報告書及びその関係書類の写し
- (6) 配置図、各階平面図
- (7) 工程表
- (8) その他村長が必要と認める書類

5. 申請期間

随時（事前調査の提出先は、指定診断機関）

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 建設係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

村内に住宅を新たに取得し、居住した方に記念品を贈呈します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村外に住所があり居住していた方で、次の要件すべてに該当する方（いずれも平成21年4月以降）。

- (1) 村内に永住する意思がある方
- (2) 村内に自ら居住するための住宅を建設または購入により取得し、村内に住所を有することになった方

3. 補助率等

【記念品】いずれか1つ。

- (1) 山江温泉ほたるの温泉入浴券
- (2) ほたる米引換券
- (3) 山江温泉ほたるの温泉入浴券とほたる米引換券

4. 申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）
- (3) 建物登記簿謄本の写し
- (4) 住民票謄本の写し

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 企画調整係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から山江村に移住して就業または起業された場合に移住支援金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の（1）の要件を満たし、（2）または（3）の要件を満たす就業または起業をした方。

（1）2人以上の世帯の場合は、①・②・③・④に該当し、単身の場合は①・②・④に該当すること。

①移住元に関する要件 ※すべてに該当

（ア）本村に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと

（イ）本村に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、住民票を移す3ヶ月前の時点で連続して5年以上東京23区へ通勤していたこと

②移住先に関する要件 ※すべてに該当

（ア）令和元年10月16日以降に山江村に転入し、移住支援金の申請時転入後3ヶ月以上1年以内であること

（イ）移住支援金の申請日から5年以上、継続して移住する意思を有していること

③世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）※すべてに該当

（ア）申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で同一世帯に属していたこと

（イ）申請者を含む2人以上の世帯員が申請時、同一世帯に属していること

（ウ）申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも県の移住支援事業の詳細が移住希望者に対し公表された後に転入したこと

（エ）申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも支援金の申請時転入後3ヶ月以上1年以内であること

④その他の要件 ※すべてに該当

（ア）暴力団等の反社会勢力または反社会的勢力と関係を持つものでないこと

（イ）日本人または外国人であり、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格があること

（ウ）村長が支援金の対象として不適当と認めたものでないこと

（2）次の要件すべてに該当すること。

①勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること

②就業先が県の支援金の対象として、マッチングサイトに掲載している求人であること

③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと

④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次の事項すべてに該当する対象法人に就業し、申請時に当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること

（ア）官公庁、独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国や地方公共団体が設立・出資している法人でないこと

（イ）資本金10億円以上の法人でないこと

（ウ）みなし大企業でないこと

（エ）本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域にある法人であること

（オ）雇用保険適用事業主であること

（カ）熊本県UIターン就職支援センターへ登録している法人であること

（キ）風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと

（ク）暴力団等の反社会勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

- ⑤求人への応募日がマッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降であること
 - ⑥当該法人に移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
 - ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- (3) 1年以内に熊本県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること

3. 補助率等

- (1) 2人以上の世帯の移住者:100万円
- (2) 単身の移住者:60万円

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）
- (3) 写真付きの身分証明書
- (4) 移住元の住民票除票の写し（移住直前5年分）
- (5) 通帳またはキャッシュカードの写し
- (6) 就業先企業等の就業証明書【就業の場合】
- (7) 起業支援金交付決定通知書の写し【起業の場合】
- (8) 就労証明書等その他必要書類【東京23区に通勤・勤務していた者（法人経営者や個人事業主を含む）】

5. 申請期間

村が指定する日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 企画調整係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

移住促進による人口増加及び地域活性化を図るため、空き家を有効活用する方に空き家の改修に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

山江村空き家土地活用促進制度を活用して空き家を購入した所有者であり、5年以上定住しようとする方で、次の要件すべてに該当する方。

- (1) 前所有者等と3親等以内の親族ではないこと
- (2) 改修後の入居者は継続して5年以上村外に住所がある方
- (3) 改修工事完了日以降1ヶ月以内に入居できる方
- (4) 申請時に村外に住所がある方は、工事完了日以降1ヶ月以内に本村へ転入できる方
- (5) 地域の行事等に参加し、地域住民と協調に努める意思がある方
- (6) 申請者または配偶者に地方税等の滞納がないこと

【対象事業】

次の要件すべてを満たすもの。

- (1) 主要構造部、トイレ、風呂、台所、床、壁等の生活するために必要な改修工事であること
- (2) 国、県、村の他の制度による補助金等を受けていないこと

【施工業者】

村内に本社、本店、支店、営業所がある法人または個人事業者。

3. 補助率等

対象経費の1/2（1,000円未満切り捨て。上限:100万円）。同一の空き家につき、1回限り。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 住民票の写し
- (3) 納税証明書
- (4) 空き家購入契約書の写し
- (5) 事業計画書
- (6) 工事見積書の写し
- (7) 誓約書
- (8) 工事箇所の図面等
- (9) 住宅全体及び工事予定箇所の写真
- (10) その他村長が必要と認める書類

5. 申請期間

 随時（ただし、当該年度内に完了する必要あり）

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 企画調整係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

移住促進による人口増加及び地域活性化を図るため、土地を有効活用するものに対し、土地の購入経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてに該当する方。

- (1) 空き家バンクに登録された土地を購入された方
- (2) 購入した土地に3年以内に住宅を建設し、5年以上本村に定住する方
- (3) 購入した土地の前の所有者と3親等以内の親族でないこと
- (4) 継続して5年以上村外に住んでいた方、または転入して3年以内に継続して5年以上村外に住んでいた方
- (5) 住宅が完成後1ヶ月以内に入居できる方（村内に住所がない方は転入できる方）
- (6) 地域の行事に積極的に参加し、地域住民との協調に努めること
- (7) 申請者または配偶者に地方税等の滞納がないこと

3. 補助率等

対象経費の1/2（1,000円未満切り捨て。上限:100万円）。同一の土地につき、1回限り。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 住民票の写し
- (3) 納税証明書（申請者・配偶者分）
- (4) 土地売買契約書の写し
- (5) 土地購入領収証の写し
- (6) 誓約書
- (7) その他村長が必要と認める書類

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 企画調整係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

チャイルドシート着用の義務化により、幼児の交通事故防止並びに交通安全確保に資するため、チャイルドシートの購入経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所がある6歳未満の乳幼児の属する世帯の世帯主。

3. 補助率等

購入経費の1/2以内（1,000円未満切り捨て。上限:1万円）。1世帯2台まで。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) チャイルドシート購入時の領収証
※領収証は領収印があり、購入者の氏名が記載されているもの。
- (3) 世帯主名義の通帳の写し

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 総務課 行財政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3111

E-mail : soumu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図ることを目的に、子どもの医療費を助成します。

2. 補助対象者等

【助成対象者】

医療保険各法による被保険者または被扶養者で、本村に住所があり、満18歳に達する日以降の3月31日までにある子ども（ただし、婚姻している者・勤労者を除く）。

※国、地方公共団体、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療給付を受けた場合を除く。

3. 補助率等

医療に要した一部負担金を全額助成（ただし、高額療養費や附加給付金などの支給がある場合は、その金額を控除）。

4. 申請に必要なもの

【受給資格認定時】

- (1) 交付申請書
- (2) 子どもの被保険者証
- (3) 通帳の写し

【医療費申請時】

- (1) 交付申請書
- (2) 領収証（※申請書に医療機関の証明がある場合は不要）

5. 申請期間

随時（助成金の申請は、医療を受けた翌月から6ヶ月以内）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 保健衛生係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-24-1700

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

経済的負担の軽減を図るため、不妊治療（タイミング法並びに人工授精）を受ける夫婦に対し治療費を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてを満たす方。

- (1) 婚姻関係にある夫婦（婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む）
- (2) 夫婦または夫婦のいずれか一方が、本村に住所がある夫婦
- (3) 夫及び妻が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である方
- (4) 他の市町村から助成の対象の治療に対する同種の助成金を受けていない方

【対象経費】

平成28年4月1日以降に受けた一般不妊治療に要した自己負担金（ただし、他法令に基づく給付や附加給付金がある場合は、その額を除く）。

【助成期間】

最初の交付から起算して5年間（ただし、3年目以降は医師が必要と判断し、2年を超えて一般不妊治療を受けた対象者に限る。）。

3. 補助率等

対象経費の全額（上限:年間10万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 一般不妊治療費助成事業医療機関証明書（領収証添付）
- (3) 一般不妊治療費助成事業保険薬局等証明書（投薬を受けた場合）
- (4) 戸籍謄本
- (5) 住民票
- (6) 被保険者証・受給資格者票加入者証・組合員証

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 保健衛生係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-24-1700

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（生殖補助医療）を受ける夫婦の治療費を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてを満たす方。

- (1) 婚姻関係にある夫婦（婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む）で、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に判断された夫婦
- (2) 夫婦または夫婦のいずれか一方が、本村に住所がある夫婦
- (3) 他の市町村から助成の対象の治療に対する同種の助成金を受けていない方

【対象経費】

指定医療機関において、特定不妊治療「医師の判断に基づき、やむを得ず特定不妊治療を中止した場合（細胞が発育しない等により、卵子を採取する前に中止した場合を除く。）を含む。」に要する自己負担金。

ただし、他法令に基づく給付や附加給付金がある場合は、その額を除く。

【助成期間】

最初の交付から起算して5年間。

3. 補助率等

熊本県特定不妊治療費助成事業等による助成金額を除いた額（上限:年間45万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
 - (2) 特定不妊治療受診等証明書
 - (3) 戸籍謄本
 - (4) 県の特定不妊治療費助成事業承認通知書・領収証の写し（ある場合）
- ※ (4) がある場合は、(2)、(3) は不要。

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 保健衛生係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-24-1700

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

風しん感染症から妊婦を守り、先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しんワクチンの予防接種費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

接種日時点で、本村に住所がある方で、次の要件のいずれかに該当する方（ただし定期予防接種対象者や過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、予防接種を受ける必要がないと認められた方を除く）。

- (1) 妊娠している女性の配偶者（事実婚を含む）
- (2) 妊娠を予定または希望している女性及びその配偶者（事実婚を含む）

【対象予防接種】

風しん単抗原ワクチン、麻しん風しん混合ワクチン

3. 補助率等

風しん単抗原ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種費用の全額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 支給申請書
- (2) 接種した内容が確認できる書類

5. 申請期間

 当該年度の3月31日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 保健衛生係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-24-1700

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

インフルエンザの発病予防と重症化防止を図り、保護者の経済的負担の軽減を図るため、インフルエンザ予防接種の接種費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてに該当する方。

- (1) 接種日において本村に住所がある方
- (2) 接種日の年齢が満6ヶ月以上満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにあり、保護者が予防接種を行うことに同意した方（ただし、婚姻している方または社会保険各法による被保険者で勤労者を除く。勤労学生は含む。）

【接種期間】

当該年度の3月31日まで

【助成回数】

- (1) 満6ヶ月以上13歳未満 2回
- (2) 13歳以上満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある方 1回または2回

3. 補助率等

接種費用から1,000円を控除した額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 母子手帳
- (3) 接種した内容が証明できる書類

5. 申請期間

当該年度の3月31日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 保健衛生係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-24-1700

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費を助成します。

2. 補助対象者等

【助成対象者】

社会保険などの被保険者または被扶養者で、村内に住所があるひとり親家庭の父または母もしくはその者に扶養されている児童または父母のない児童。

【助成期間】

- (1) 児童:18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
- (2) 父または母:扶養している最年少の児童が20歳になる誕生月の末日まで

3. 補助率等

医療に要した一部負担金の2/3（入院時食事療養費に係る負担額を除く）。高額療養費や附加給付金などの支給がある場合は、その金額を控除。

4. 申請に必要なもの

【受給資格認定時】

- (1) 交付申請書
- (2) 受給者と児童の被保険者証
- (3) 通帳の写し

【医療費申請時】

- (1) 交付申請書
- (2) 領収証（※申請書に医療機関の証明がある場合は不要）

5. 申請期間 随時（助成金の申請は、医療を受けた翌月から1年以内）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

健やかな育成と子育て環境の充実を図るとともに、次世代を担う子どもの出生を奨励することで活力ある村づくりに寄与することを目的に、出生祝金を支給します。

2. 補助対象者等

【対象となる子ども】

本村に居住する方が出産した子ども。

【受給資格】

本村に引き続き3年以上居住し、対象となる子どもと生計を同じくする父母。

3. 補助率等

子ども1人あたり5万円。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 母子手帳
- (3) 通帳の写し

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

保護者の経済的負担の軽減、子育て支援につなげるとともに、若者の定住促進を図るため、学校給食に係る保護者の経済的負担分を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 特別支援学校の小学部または中学部に在籍し、村内に住所がある児童等の保護者
- (2) その他教育委員会が特に交付することが適当と認めた児童等の保護者

【申請先】

教育委員会。

3. 補助率等

保護者が負担すべき学校給食に要する経費相当額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

村が指定する期日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 学校教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

若者の定住促進と人口増加を図るため、小学校に就学する子どもに就学金を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に住所があり居住している子ども。

3. 補助率等

1人3万円。

4. 申請に必要なもの

(1) 交付申請書

5. 申請期間

 入学前（教育委員会より通知あり）

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 学校教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

村内に住所があり、山江村立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育奨励費を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

- (1) 本村に住所を有し、村内小中学校の特別支援学級に就学させている保護者（ただし、山江村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給を受けていない方）
- (2) 収入額が需要額の2.5倍未満の方

【対象経費】

- (1) 学用品費:児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品
- (2) 新入学生徒学用品費:新入学児童生徒（年度当初に特別支援学級に就学した児童・生徒に限る）が通常必要とする学用品
- (3) 修学旅行費:修学旅行に直接必要な交通費・宿泊費・見学料及び均一に負担すべき経費で保護者が負担する旅行費（医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、ガイド料、旅行取扱料金等）
- (4) 学校給食費:学校給食に要する経費の保護者が負担する給食費
- (5) 通学費:児童生徒が交通機関を利用して通学に要した交通費及び保護者所有の自家用車で最も経済的な経路の1kmにつき30円で算定した経費。ただし、自宅と学校との一往復とし、その経費に通学日数を乗じた額

3. 補助率等

国が定める特別支援教育奨励費補助金単価に準じた額の1/2。ただし、修学旅行費、学校給食費、通学費は、実費及び算定した額の1/2。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 収入額・需要額調書
- (3) 村県民税課税台帳事項証明書

5. 申請期間

村が指定する日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 学校教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ援助費を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に住所を有し、村内小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護法で定める要保護者
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮している方で、前年度と当該年度において次のいずれかの措置を受けた方

- ①生活保護の停止または廃止
- ②住民税非課税
- ③住民税・個人事業税・固定資産税の減免または国民年金保険料・国保税の減免・徴収の猶予
- ④児童扶養手当の支給
- ⑤熊本県社会福祉協議会による生活福祉資金の世帯更生貸付
- ⑥その他収入が少ない・不安定、災害や長期療養など特別な事情で生活が苦しく、学校費用の支払いに困っている世帯
- ⑦上記以外で次の要件に該当する方
 - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
 - ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている方
 - エ 被服等が悪い、学用品・通学用品等に不自由している方などで、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方
 - オ 経済的理由による欠席日数が多い方
 - カ その他の事情により経済的に困っている方

【対象経費】

- (1) 学用品費:児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品
- (2) 新入学生徒学用品費:新入学児童生徒が通常必要とする学用品
- (3) 修学旅行費:交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべき記念写真代・傷害保険料
- (4) 学校給食費:保護者が負担する給食費
- (5) 医療費:学校保健安全法第24条の疾病にかかるもの

3. 補助率等

教育委員会が定めた額。

4. 申請に必要なもの

- (1) 申請書兼世帯票

5. 申請期間

教育委員会が指定する日まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 学校教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化対策に貢献するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に居住または居住予定の方で、次の要件すべてに該当する方。

- (1) 申請をした日の属する年度末までに設置が完了すること
- (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことができる個人であること
- (3) 村税等の滞納がないこと
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

【対象システム】

次の要件すべてに該当するもの。

- (1) 村内に居住するための専用住宅または併用住宅に設置するもの
- (2) 対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連結するもの
- (3) 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証をうけているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの
- (4) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカーなどによって一定期間確保されているもの
- (5) 設置前において使用されたものでないもの

3. 補助率等

太陽電池モジュール最大出力の数値に15,000円を乗じた額（1,000円未満切り捨て。上限:5万円）。ただし、①本村に本社を有する法人、②本村に支店、営業所を有する法人、③本村に事業所を有する個人と工事請負契約を締結した場合は、3万円加算。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 設置場所を示す地図
- (2) 設置前の現況写真
- (3) 設置費用の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) システムの仕様がわかるパンフレット等
- (6) その他村長が必要と認める書類

5. 申請期間

 随時（ただし、当該年度内に完了する必要あり）

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 企画調整係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

住民の居住環境の向上及び村内の商工業等の活性化を図るため、住民が自己の居住の目的に使用する住宅のリフォームを施工業者によって行う場合に要した費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてに該当する方。

- (1) 村内に住所がある方
- (2) 本人及び世帯員に村税等の滞納がないこと
- (3) 他の制度から補助金を受けていないこと

【対象工事】

次の要件すべてに該当するもの。

- (1) 経費（税抜き）が20万円以上のもの
- (2) リフォームする住宅が対象者所有のものであり、居住する部分の工事であること
- (3) 対象者が村内施工業者に依頼して行う工事であること（ただし、水道関係は山江村排水設備工事指定業者）
- (4) 申請のあった年度内に着工し、指定する期限内に完了する工事であること
- (5) 次の必須工事のいずれか1つ以上を含む工事であること
 - ①木材利用促進（県産材を床、壁、天井等に使用すること）
 - ②UD化（段差解消、手すり設置、扉の取っ手をレバーハンドルに交換等）
 - ③省エネルギー推進（断熱材の設置、断熱性向上のための窓改修等）
 - ④子育て支援（子供部屋の改修等）
 - ⑤公共下水道等接続に関する工事（接続のための配管費、水洗便所への改造費、汲み取り設備及び浄化槽の撤去）

3. 補助率等

対象工事に要した経費の2割に相当する額（1,000円未満切り捨て。上限:20万円）。同一住宅について、1回限り。

4. 申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 固定資産評価証明書
- (3) 住宅リフォーム費用の見積書
- (4) 対象工事を明示した図面（位置図、平面図、立面図、展開図など）
- (5) 住宅リフォームを行う箇所の写真
- (6) 納税証明書

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 企画調整係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小型合併処理浄化槽を設置整備費用を補助します。

2. 補助対象者等

【補助対象】

次の要件のいずれかに該当し、処理対象人員50人以下の小型合併処理浄化槽を設置する場合。

- (1) 農業集落排水事業区域外
- (2) 農業集落排水事業区域内であっても、事業実施が困難と認められる場合
- (3) その他村長が必要と認める場合

※次の場合は補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置するもの
- (2) 住宅等を借りているもので、賃貸人の承諾がえられないもの
- (3) 販売の目的で合併処理浄化槽付きの住宅を建築するもの
- (4) 国、県または村の施設及びこれらに準ずる施設で合併処理浄化槽を設置するもの

3. 補助率等

小型合併処理浄化槽設置費用の全額。上限は次のとおり。

- (1) 5人槽:50万円
- (2) 7人槽:60万円
- (3) 10人槽以上:村長が別に定める額

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 審査機関を経過した浄化槽設置届け出書の写しまたは建築確認通知書の写し
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 賃借人の承諾書（住宅を借りている場合）
- (5) 浄化槽設置工事請負契約書または見積書の写し

5. 申請期間 随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 建設課 上下水道係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-6449

E-mail : kensetu@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

山江村におけるスポーツ及び文化の振興を図るため、全国大会及び国際大会等に出場する個人及び団体に対して、激励金を交付します。

2. 補助対象者等

【交付範囲】

山江村に住所がある個人または団体が、次に掲げるコンクールに出場する場合。

- (1) 熊本県主催の大会の代表として出場する「九州大会」・「全国大会」・「コンクール」
- (2) 日本代表として出場（国、熊本県または山江村から推薦または依頼を受けて出場する場所も含む）する「国際大会」・「コンクール」・「国際行事」
- (3) 山江村教育委員会が適当と認めたもの

3. 補助率等

- (1) 交付範囲①:個人1万円、団体10万円（10人未満の場合は、人数×1万円）
 - (2) 交付範囲②:個人2万円、団体20万円（10人未満の場合は、人数×2万円）
- ※同一大会は同一年度内1回限り。全国大会またはコンクールを経て国際大会・コンクール・アジア大会に出場する場合は、同一年度内2回まで。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 社会教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

文化財保存事業に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象となる文化財】

所有者、管理責任者または管理団体が、村内に所在する文化財のうち次に掲げるもの。

- (1) 文化財保護法により指定されたもの
- (2) 熊本県文化保護条例により指定されたもの
- (3) 条例により指定されたもの
- (4) 未定ではあるが、歴史的、文化的価値の高いもので村長が特に認めたもの

【事業種別】

- (1) 建造物:
 - ①保存修理（解体・半解体修理、屋根葺替・部分修理、塗装等）
 - ②防災管理（警報設備、消火設備、避難設備、防盜、防犯設備、保護柵設置等）
- (2) 美術工芸品:
 - ①保存修理（修理、保存に必要な保存箱等の新調及び修理等）
 - ②防災管理（保存庫修理、収蔵庫設置等）

3. 補助率等

補助対象事業費総額から国・県・その他の補助金等を控除した額の1/2以内。

- (1) 建造物:保存修理 上限200万円、防災管理 上限100万円
- (2) 美術工芸品:保存修理 上限80万円、防災管理 上限150万円

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間 随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 社会教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

文化財保存事業に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象となる文化財】

所有者、管理責任者または管理団体が、村内に所在する文化財のうち次に掲げるもの。

- (1) 文化財保護法により指定されたもの
- (2) 熊本県文化保護条例により指定されたもの
- (3) 条例により指定されたもの
- (4) 未定ではあるが、歴史的、文化的価値の高いもので村長が特に認めたもの

【事業種別】

保存措置等（伝承者養成、研修発表、資料収集整理、品質管理、記録の公開、作成等）。

3. 補助率等

補助対象事業費総額から国・県・その他の補助金等を控除した額の1/2以内（上限:30万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 社会教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

文化財保存事業に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象となる文化財】

所有者、管理責任者または管理団体が、村内に所在する文化財のうち次に掲げるもの。

- (1) 文化財保護法により指定されたもの
- (2) 熊本県文化保護条例により指定されたもの
- (3) 条例により指定されたもの
- (4) 未定ではあるが、歴史的、文化的価値の高いもので村長が特に認めたもの

【事業種別】

保存修理等（管理、復旧、環境整備、保存施設等）

3. 補助率等

補助対象事業費総額から国・県・その他の補助金等を控除した額の1/2以内（上限:20万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 社会教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

文化財保存事業に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象となる文化財】

所有者、管理責任者または管理団体が、村内に所在する文化財のうち次に掲げるもの。

- (1) 文化財保護法により指定されたもの
- (2) 熊本県文化保護条例により指定されたもの
- (3) 条例により指定されたもの
- (4) 未定ではあるが、歴史的、文化的価値の高いもので村長が特に認めたもの

【事業種別】

村が特に必要と認めるもの。

3. 補助率等

補助対象事業費総額から国・県・その他の補助金等を控除した額の1/2以内（上限:200万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書

5. 申請期間

随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 教育委員会 社会教育係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3604

E-mail : kyouiku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

鍼灸施療により健康の維持を図るため、鍼灸施療にかかる費用を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に住所がある方。

3. 補助率等

施療券を1人につき月4枚交付（1枚につき500円）。使用限度は1日につき1枚。

4. 申請に必要なもの

(1) 印鑑（シャチハタ不可）

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 保健衛生係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-24-1700

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】満1歳以上の方で村内に住所があり（住所地特例も対象）、医療保険各法の被保険者・被扶養者であり、次の手帳を所持している方。

- (1) 身体障害者手帳1級・2級
- (2) 療育手帳A1・A2
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級

【助成対象経費】

同一月の診療分または施術分につき、一医療機関における医療費。

3. 補助率等

医療費より自己負担額（入院外:1,020円、入院:2,040円）や高額療養費等を控除した額。

4. 申請に必要なもの

【受給資格認定時】

- (1) 交付申請書
- (2) 受給者の被保険者証
- (3) 身体障害者手帳等の写し
- (4) 通帳の写し

【医療費申請時】

- (1) 交付申請書
- (2) 領収証（※申請書に医療機関の証明がある場合は不要）

5. 申請期間 随時（助成金の申請は、医療を受けた翌月から1年以内）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

在宅で高齢者等の介護をしている家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、高齢者の福祉の向上に資するため、家族等に介護用品を支給します。

2. 補助対象者等

【利用対象者】

村内に居住している方で、次の要件のいずれかに該当し、住民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族。

- (1) 要介護4または5に相当する高齢者
- (2) 介護保険第2号被保険者であって、特定疾病に該当する方

3. 補助率等

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤など（上限:年額10万円分）

4. 申請に必要なもの

- (1) 申請書

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

在宅福祉の増進を図るため、家庭において常時介護を要する者の介護者に対し、在宅介護手当を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所があり、介護保険の要介護3以上に認定されている方を主として介護している方（同居または同居に準ずる方）であって、次の要件すべてに該当する方。

- (1) 介護者本人が山江村に住所がある
- (2) 介護対象者を月20日以上在宅で介護している

3. 補助率等

要介護者1人あたり月額1万円。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 通帳の写し

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

村内におけるボランティアの活動支援、高齢者の社会参加及び生きがいを支援し、生き生きとした活力ある地域社会をつくることを目的に、介護予防に寄与するボランティア活動を行った方に対し、ポイントに応じた交付金等を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所を有する18歳以上の方で、次の各号に該当しない方。

- (1) 感染症の持病または感染のおそれのある病気治療中の方
- (2) 疾病または負傷のため入院治療が必要な方
- (3) 介護保険法第19条に規定する要介護または要支援の認定を受けた方
- (4) 上記のほか村長が不適当と認める方

【対象となるボランティア活動】

- (1) 介護予防教室に伴う補助
- (2) レクリエーション等の参加支援または補助
- (3) お茶だし、配膳、下膳等の補助
- (4) 施設等の誕生会など、行事の会場設営または補助
- (5) 話し相手
- (6) 在宅高齢者の生活を支援するもの
- (7) その他村長が認めるボランティア活動

3. 補助率等

100ポイントにつき100円（限度：年間5,000ポイント）

※活動実績及びポイントは翌年度への繰越及び第三者への譲渡不可。

4. 申請に必要なもの

【ボランティアの登録時】

- (1) 登録申請書

【ポイント交換時】

- (1) ポイント活用申請書
- (2) ボランティアポイントカード

5. 申請期間

随時（ポイントカードの有効期間は当該年度の3月31日まで）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL：0966-23-3978

E-mail：kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

長寿の象徴である鶴と亀のようにいつまでも元気に暮らせるよう高齢者の生活を支援するとともに、福祉の増進を図るため、70歳以上の高齢者に鶴さん・亀さん応援手当を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に引き続き1年以上居住している方で、その年の4月1日時点で、本村に住所がある70歳以上の高齢者（ただし、生活保護を受給している者を除く）。

3. 補助率等

1人あたり5,000円。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 通帳の写し

5. 申請期間

村が指定した期間（対象者には申請書を送付）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp

**1. 補助金等の説明**

多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者に祝金を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に引き続き1年以上住所がある満100歳に到達する方。

3. 補助率等

10万円（支給日は満100歳に到達する誕生日以降）。

4. 申請に必要なもの

なし

5. 申請期間

なし

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

外出が困難な高齢者の清潔で快適な生活の向上と健康保持を図るため、訪問理美容にかかる費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所を有する者で、65歳以上の外出困難な高齢者や重度心身障害者

【利用対象理美容】

村内の登録された理美容店の理美容師から受ける訪問理美容サービス

【サービスの内容】

- (1) 理容：散髪、顔剃り及び洗髪
- (2) 美容：シャンプーカット及びブロー

3. 補助率等

利用券を交付

※サービス1回当たり：2,500円、年間利用可数上限：3回

4. 申請に必要なもの

- (1) 申請書

5. 申請期間

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL：0966-23-3978

E-mail：kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

在宅の虚弱老人、重度の身体障がい児（者）や知的障がい者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてに該当する方。

- (1) 村内に住居がある方
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する方または同居し、もしくは同居しようとする方
 - ① おおむね65歳以上の方で別に定める虚弱老人に該当する方
 - ② 身体障害者手帳1級または2級を所有する方（児を含む）
 - ③ 療育手帳A1またはA2を所持する方
 - ④ 介護保険法による要介護認定を受けた方
- (3) 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯に属する方（要介護認定を受けた方を除く）
- (4) この事業による助成を受けたことがない世帯に属する方

【対象経費】

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等対象者が利用する部分であり、対象者向けに実施する改造に要する経費。水道工事は原則対象外であるが、改造に伴いやむを得ないと認められる範囲内であれば対象とする。

3. 補助率等

- (1) 助成額:90万円まで（1,000円未満切り捨て。要介護認定を受けた方は50万円まで）。
- (2) 助成率:
 - ① 生活保護世帯:3/3助成
 - ② 生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯:3/3助成
 - ③ 生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯:2/3助成

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 住宅改造方法書・意見書
- (3) 見積書の写し
- (4) 改造箇所の図面及び写真
- (5) 住宅改造承諾書（借家・借間の場合のみ）

5. 申請期間 随時（事前相談が必要）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

自動車運転免許の取得や自動車の改造費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

身体障害者手帳等の交付を受けている方または難病患者であり、次の要件すべてに該当する方。ただし、年度内に自動車運転免許を取得できなかった方は対象外。

(1) 免許取得助成

- ① 村内に住居し、住所がある方
- ② 免許の取得により社会参加が見込まれる方
- ③ 免許の取得助成を行う月の属する年の前年の所得税課税対象額が、当該月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方
- ④ 過去に普通自動車運転免許証の交付を受け、自己の責任で運転免許証を失効させていないこと、または道路交通法に違反し運転免許証の取消処分を受けていないこと

(2) 改造助成

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 自ら運転する自動車を改造する方
- ③ 自動車の改造により社会参加が見込まれる方
- ④ 免許の取得助成を行う月の属する年の前年の所得税課税対象額が、当該月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

3. 補助率等

- (1) 自動車運転免許取得: 免許取得費用の2/3以内 (上限: 10万円)
- (2) 自動車改造: 自動車の改造費用 (上限: 10万円)

4. 申請に必要なもの

【自動車運転免許取得】

- (1) 助成申請書
- (2) 住民票
- (3) 経費見積書 (免許取得経費を明らかにしたもの)
- (4) 前年分の所得証明書 (世帯全員分)
- (5) 障害者手帳の写し

【自動車改造】

- (1) 助成申請書
- (2) 印鑑 (シャチハタ不可)
- (3) 住民票
- (4) 改造を予定している自動車の自動車検査証の写し
- (5) 運転免許証の写し
- (6) 経費見積書 (自動車改造を行う業者の見積書)
- (7) 前年分の所得証明書 (世帯全員分)
- (8) 身体障害者手帳の写し

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

障害者の福祉の増進を図るため、障がい者に福祉年金を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

毎年4月1日時点で、本村に引き続き1年以上居住し、住所がある障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの手帳を所持している方）。

3. 補助率等

年額5,000円。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 手帳の写し
- (3) 通帳の写し

5. 申請期間

村が指定した期間

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対し、補聴器の装用による音声言語能力の向上と等しく学び成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象児童】

次の要件をすべて満たす18歳未満の難聴児。

- (1) 村内に住所がある
- (2) 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象ではない
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断できたもの
- (4) 障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となる世帯でないこと

3. 補助率等

購入経費等（基準額あり）の2/3。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 医師の意見書
- (3) 補聴器の見積書
- (4) 補聴器の仕様書
- (5) 所得証明書（本村での確認ができない場合のみ）

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向けて、高齢者が介護予防や健康づくりの取組みをすることができる通いの場を運営する団体、ボランティアグループ等に補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象団体】

次の要件すべてに該当する団体。

- (1) 高齢者等の介護予防を推進するために、地域において効果的かつ継続的な取組みを行う村内の団体、ボランティアグループ、法人または村長が認める団体
- (2) 事業を1年以上実施することが見込まれること
- (3) 事業について他の制度による助成、補助等を受けていないこと
- (4) 営利または宗教活動もしくは政治活動を目的としていないこと
- (5) 暴力団または暴力団員の統制下でないこと
- (6) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

【対象事業】

次の要件すべてに該当する事業。

- (1) 介護予防のための体操、レクリエーション等の機会の提供による日中の居場所づくりを行うものであること
- (2) 通いの場を月2回以上かつ1回の開催につき1時間以上開催
- (3) 参加者の半数以上が65歳以上
- (4) 通いの場を開催する運営者と参加者と合わせて概ね5人以上

【対象経費】

- (1) 立上げ費用:立上げに必要な机、椅子、介護予防に資する機材等の購入に係る費用
- (2) 運営費用:通いの場の運営に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

3. 補助率等

対象経費の10/10。上限額は次のとおり。

- (1) 月2回:立上げ費用 20,000円、運営費用 月額3,000円
- (2) 週1回:立上げ費用 25,000円、運営費用 月額5,000円
- (3) 週2回以上:立上げ費用 25,000円、運営費用 月額7,000円

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 通帳の写し

5. 申請期間

 補助金を受けようとする14日前まで

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 地域包括支援センター係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-2232

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

農業者及び農業者の組織する団体等が行う小規模災害復旧事業に要する経費を補助します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村内に住所がある農業者及び農業者の組織する団体等

【補助対象】

(1) 農地：異常な天然現象により生じた災害により被災した農地で、国の暫定法に基づく災害復旧事業に該当しない工事費40万円未満の農地復旧（自力復旧含む）。

(2) 農業用施設：異常な天然現象により生じた災害により被災した農業用施設で、国の暫定法に基づく災害復旧事業に該当しない工事費40万円未満の農業用施設復旧。

【対象経費】

農地及び農業用施設の原形復旧に要する経費

3. 補助率等

(1) 農地：工事費の80%以内、機械リース料80%以内

(2) 農業用施設：工事費の90%以内、機械リース料及び資材費等90%以内

4. 申請に必要なもの

(1) 交付申請書

(2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) その他必要とする書類

5. 申請期間

随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL：0966-23-3113

E-mail：sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

本村において農作物等の被害が甚大であると認められた場合に、自然災害により農作物等に被害を受けた農林業者に生産向上奨励金（災害見舞金）を支給します。

2. 補助対象者等

【対象者】

本村に住所がある方。

【支給基準】

- (1) 水稻:支給しない
- (2) 野菜・果樹・一般作物・特用林産物、飼料作物:30%以上の減収量があるもの。果樹の被害面積は20a以上、果樹以外の農林産物の被害面積は5a以上
- (3) 農業生産施設:全壊・半壊・一部損壊で区分

3. 補助率等

- (1) 野菜・果樹・一般作物・特用林産物:被害面積（10aあたり）×5,000円以内（1,000円未満切り捨て。上限:10万円）。
- (2) 飼料作物:被害面積（10aあたり）×2,500円以内（1,000円未満切り捨て。上限:10万円）。
- (3) 農業生産施設:面積1,000㎡あたり 全壊30,000円以内、半壊20,000円以内、一部損壊10,000円以内（1,000円未満切り捨て。上限:10万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 被害届
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）※署名の場合は印鑑不要
- (3) 被害状況写真

5. 申請期間

災害による被害があった時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 農政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

令和2年7月豪雨により被災した森林作業道の自立復旧支援を図るため、森林作業道の復旧を行う森林所有者や林業事業体等に対し補助金を交付します。

2. 補助対象者等

【支援対象者】

森林作業道復旧を行う森林組合、林業事業体、森林所有者。

【対象経費】

原材料費、燃料費、機械借上費、労務費など。

【採択要件及び申請対象】

- (1) 受益者（利用者）が2戸以上であること
- (2) 受益者（利用者）により管理、利用されていること
- (3) 令和2年7月豪雨において被災した森林作業道の復旧であること
- (4) 国庫補助事業の対象外となる森林作業道の復旧であること

3. 補助率等

事業費の1/2以内（上限:1路線あたり58.9万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 被災状況がわかる写真
- (5) 事業の内容がわかる資料
- (6) 位置図
- (7) 見積書
- (8) その他参考となる書類

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 産業振興課 林政係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3113

E-mail : sangyou@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

令和2年7月豪雨における被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

豪雨災害による被災者支援を行うNPO等のボランティア団体で、次の要件すべてを満たすもの。

- (1) 団体の定款、規約等を有すること
- (2) 助成対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制となっていること
- (3) 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (4) 営利を目的とした団体でないこと
- (5) 事務処理、会計処理が適切にできること

【対象事業】

被災者支援を目的に本村域内で行う次の事業。

- (1) 子ども支援、親支援（子どもの遊び場づくり、育児支援等）
- (2) 日常生活支援（移動・買い物等）
- (3) 被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援（住民リーダー）

※助成対象とならないもの。

- ① 興行その他営利を目的とするもの
- ② 政治的または宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- ③ 特定企業の広報または宣伝活動を伴うもの
- ④ 村または村の関係団体から補助等の助成を受けるか、または受ける見込みのあるもの
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、内容が助成にふさわしくないと認められるもの

【対象経費】

事業に要する謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、その他村が必要と認める費用。人件費は対象外。

3. 補助率等

対象経費と上限額（1団体 100万円以内）を比較して低い方の額（1,000円未満切捨て）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付請求書
- (2) 団体概要
- (3) 活動計画書
- (4) 収支計画書
- (5) チェックリスト
- (6) その他村長が必要と認める書類

5. 申請期間

随時（ただし、当該年度内に完了する必要あり）

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方に対し、円滑な住まいの再建を支援するため、県内の公営住宅に入居する場合に必要な費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村長からり災証明書の交付を受け、次のいずれかに該当し、原則として被災者生活再建支援法に基づく加算支援金を受給しておらず、応急的な住まい等から県内の公営住宅に入居した方。

(1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅または賃貸型応急住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間内（期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した方。

※ただし、次のいずれかに該当する方を除く。

①被災者生活再建支援法第2条第2号八の世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された方

②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体しておらず、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した方。

(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次の①から③のいずれかに該当する方。

①り災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた方

②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した方

③被災者生活再建支援法第2条第2号八に掲げる世帯として認定された方

(3) その他村長が認めるもの

3. 補助率等

定額 10万円（世帯ごとに1回限り。ただし、り災証明を受けた複数の世帯が同一の住宅に入居する場合、1つの世帯とみなす）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) り災証明書の写し
- (3) 住宅の解体証明書等の写し（半壊の場合）
- (4) 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票
- (5) 公営住宅の入居決定が確認できる書類の写し
- (6) 口座振替申出書

5. 申請期間

入居した日から6月以内。入居した日が施行日（令和3年2月2日）以前の場合は、施行日

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方に対し、円滑な住まいの再建を支援するため、県内で新築・購入・補修する住宅または県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に要する費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村長からり災証明書の交付を受け、次のいずれかに該当し、応急的な住まい等から再建先へ転居した方。

(1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅または賃貸型応急住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間内（期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した方。

※ただし、り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体しておらず、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く。

(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次の①から③のいずれかに該当する方。

①り災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた方

②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した方

③被災者生活再建支援法第2条第2号八に掲げる世帯として認定された方

(3) その他村長が認めるもの

3. 補助率等

定額 10万円（世帯ごとに1回限り。ただし、り災証明を受けた複数の世帯が同一の住宅に入居する場合、1つの世帯とみなす）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) り災証明書の写し
- (3) 住宅の解体証明書等の写し（半壊の場合）
- (4) 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票
- (5) 転居先への入居に関する契約書等の写し
- (6) 口座振替申出書

5. 申請期間

入居した日から6月以内。入居した日が施行日（令和3年2月2日）以前の場合は、施行日

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方に対し、円滑な住まいの再建を支援するため、県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を助成します。

2. 補助対象者等

【対象者】

村長からり災証明書の交付を受け、次のいずれかに該当し、応急的な住まい等から県内の民間賃貸住宅を契約し入居した方。

(1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅または賃貸型応急住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間内（期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した方。

※ただし、次のいずれかに該当する方を除く。

①被災者生活再建支援法第2条第2号八の世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された方

②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体しておらず、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した方。

(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次の①から③のいずれかに該当する方。

①り災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた方

②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した方

③被災者生活再建支援法第2条第2号八に掲げる世帯として認定された方

(3) その他村長が認めるもの

3. 補助率等

定額 20万円（世帯ごとに1回限り。ただし、り災証明を受けた複数の世帯が同一の住宅に入居する場合、1つの世帯とみなす）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) り災証明書の写し
- (3) 住宅の解体証明書等の写し（半壊の場合）
- (4) 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票
- (5) 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (6) 口座振替申出書

5. 申請期間

入居した日から6月以内。入居した日が施行日（令和3年2月2日）以前の場合は、施行日

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

自然災害により死亡または精神や身体に著しい障害を受けた村民に対し、弔慰金等を支給します。

2. 補助対象者等

【対象災害】

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により発生した災害で、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

【対象者】

災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方。

3. 補助率等

1人あたり250万円（生計維持者が死亡した場合。その他の場合は125万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 被災証明書
- (2) 医師の診断書

5. 申請期間

 村が指定する期間

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

自然災害により死亡または精神や身体に著しい障害を受けた村民に対し、弔慰金等を支給します。

2. 補助対象者等

【対象災害】

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により発生した災害で、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

【対象者】

災害により死亡した遺族（死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く）。同順位の遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序。配偶者等がおらず、兄弟姉妹がいる場合は、その兄弟姉妹（同居または生計を同じくしていた者に限る）。

3. 補助率等

1人あたり500万円（生計維持者の場合。その他の場合は250万円）。災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

4. 申請に必要なもの

- (1) 被災証明書
- (2) 遺族であることを証明する書類（※遺族が村民でない場合）

5. 申請期間

村が指定する期間

6. 問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3978

E-mail : kenfuku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

災害等の発生に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされている村内事業者で、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向等を行い、労働者の雇用の維持を図った事業主に対して、助成金を交付します。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてに該当する事業所。

- (1) 村内に事業所を有する雇用保険適用事業所の事業主
- (2) 国の雇用調整助成金の交付を受けた事業主
- (3) 村税、国民健康保険税の滞納がなく、山江村暴力団排除条例第2条第1号または第2号に該当しないもの

【対象期間】

災害等の発生に伴う国の助成金の特例措置の適用期間。

3. 補助率等

国の助成金の対象となる休業手当等の事業者負担分

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 印鑑（シャチハタ不可）
- (3) 雇用調整助成金等休業等実施計画届の写し
- (4) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書の写し
- (5) 雇用調整助成金等（休業等）支給申請書の写し
- (6) 雇用調整助成金等助成額算定書の写し
- (7) 雇用調整助成金等支給決定通知書の写し
- (8) 納税証明書

5. 申請期間 随時

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 商工観光係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp



1. 補助金等の説明

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた村内の中小企業等が、事業の維持と拡充のために必要とする資金の融資を受けた時、支払う利子負担を軽減することで経営の安定化を図るため、借入資金に対する利子補給補助を行います。

2. 補助対象者等

【対象者】

次の要件すべてを満たす事業所等。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業等で、村内に住所を有し、同一事業を3ヶ月以上引き続き営んでいる個人または法人事業所
- (2) 山江村商工会を通じて、新型コロナウイルス感染症に関連する次の各号いずれかの制度資金で融資を受けたもので、国等により利子補給制度を受けていないもの
 - ① 熊本県中小企業融資制度（金融円滑化特別資金）
 - ② 中小企業信用保証法
 - ③ 熊本県信用保証協会
 - ④ 株式会社日本政策金融公庫
 - ⑤ 国、県が新型インフルエンザ等感染症対策として制定した融資制度
- (3) 村税、国民健康保険税の滞納がなく、山江村暴力団排除条例第2条第1号または第2号に該当しないもの

3. 補助率等

毎年1月1日から12月31日までに取扱金融機関に支払った約定利子の全額（1,000円未満切捨て。上限：年額20万円）。

4. 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 支払利子証明依頼書兼証明書

5. 申請期間

融資を受けた日から起算して3年以内

6. 問い合わせ先

山江村役場 企画調整課 商工観光係

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL : 0966-23-3112

E-mail : kikaku@yamae.kumamoto.jp

令和 5 年 4 月発行

発 行 : 山江村

〒868-8502

熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

TEL:0966-23-3111 (代表) FAX:0966-24-5669

制 作 : 企画調整課 復興村づくり推進室